

議事要旨(1)改正企業会計基準適用指針「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(減損適用指針)の改正は、「企業結合に係る会計基準」や「リース取引に関する会計基準」(リース会計基準)とこれらの適用指針の制定又は改正に合わせ表現等を修正するものであるため、公開草案の手続きを経ず、本日公表の議決を予定している旨の説明がなされた。

引き続き板橋専門研究員より、前回委員会からの修正点について、字句等の修正のほか、主に以下の説明がなされた。

- ・ 減損適用指針第 59-2 項の「利息相当額の合理的な見積額」の算定方法として、リース債務に残存する利息相当額とリース資産の未償却残高に残存する利息相当額のいずれを採用すべきかとの点については、いずれもあり得ると考えられるため前回案から修正しないこととした。
- ・ 減損適用指針第 60 項の表題にあわせる形で「通常の」という文言を、本文へ追加することとした。

委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 第 62 項また書きでは、リース適用指針第 35 項で個々に重要性が乏しい場合の取扱いを定めているが、その一方で、第 60 項でも重要性がある場合について触れており、それらの重要性の関係が不明確であるとの指摘がなされた。また、賃貸借処理が認められるリース取引(リース適用指針第 34 項及び第 79 項)には、「個々に重要性が乏しいリース資産」と「適用初年度開始前のリース取引」があるが、後者は経過措置的な性格を有するため、減損適用指針の本文に取扱いを含める意義が乏しいとの指摘がなされた。

事務局からは、第 60 項と第 62 項の重要性の関係を本文に則して説明を行った。また、賃貸借処理が認められるリース取引のうち、減損処理の対象としないことができるものとして個々に重要性が乏しい場合だけしか言及しておらず、不明確さの原因となっている可能性があるため、適用初年度開始前のリース取引についても記載を明確にする旨が説明された。さらに、適用初年度開始前のリース取引については、今後も長期にわたり賃貸借処理を採用する実務の継続が予想されるため、適用時期等の箇所に取扱いを分ける記載はしていないとの説明を行った。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者 12 名全員の賛成により、本適用指針の公表が承認された。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。